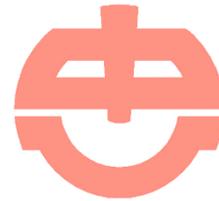


氷丘中学校 校訓

・ 感恩奉仕 ・ 友愛正義 ・ 自主創造

「ひおか運動」

ひ	ろげよう いつも笑顔で明るいあいさつ
お	のれには 厳しく強い意志を持って
か	くじつに 見きわめよう善と悪



氷丘中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は氷丘中学校生徒会とよぶ。

第2条 この会は本校在学の全生徒が会員となり、先生を顧問とする。

第3条 この会は生徒相互の協力で自主、自立の気概と友愛のあふれる明るい校風をつくることを目的とする。

第4条 この会で議決したことは職員会へ伝達し、学校長の承認を得ることを必要とする。

第2章 役員

第5条 この会に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（2名） 書記長（1名） 書記次長（2名） 執行委員長（7名）

第6条 役員は別に定める選挙規定により選出する。

第7条 会長は生徒会を代表し、運営の中心となって次のことを行う。

- 1 代議員会、生徒総会の召集
- 2 生徒総会における決議の発表
- 3 代議員会における決議の発表
- 4 その他本会に目的達成に必要な事項

第8条 副会長は会長をたすけ、会長が不在の時はその代表をつとめる。

第9条 書記長はこの会の記録事務を管理し、各会議の議事録の整理と保存、議案書の作成等を行う。

第10条 書記次長は書記長をたすけ、書記長不在の時はその代理をつとめ、あわせて会計を担当する。

第11条 各執行委員長は委員会活動の中心となり、代議員会に出席し委員会の活動状況の報告、提出した議案についての説明等を行う。

第12条 役員の任期は1年とする。

第13条 役員は専任とする。

第3章 機関

第14条 この会の目的達成のために次の機関をおく。

1. 生徒総会
2. 代議員会
3. 執行委員会
4. 正副委員長会
5. 本部役員会
6. 選挙管理委員会
7. 学級生徒会
8. 部長会（部活動）

第4章 生徒総会

第15条 総会は生徒会の最高議決機関である。

第16条 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条 議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第18条 総会は顧問と相談の上、会長が召集し、次のことがらについて議決する。

- 1 役員の承認
- 2 生徒会活動計画の承認
- 3 会則の制定および改正
- 4 その他会の目的達成のために特に必要と認められたことがら

第19条 定期総会は毎年1回開き、その他必要に応じて臨時に開くことができる。

第5章 代議員会

第20条 代議員会は総会につぐ議決機関で必要に応じて総会の代行機関とすることができる。

第21条 代議員会の構成は以下を原則とする。

- 1 各学級より選出され、会長に任命された学級正副委員長（2名）・・・代議員
- 2 生徒会本部役員

第22条 代議員会は代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第23条 代議員会は各執行委員会、その他より提出された議案を審議し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。ただし、賛否同数の時は議長が決める。（議決権代議員のみ持つ）

第24条 代議員会は1学期間に1回開くことを原則とする。

第25条 代議員会の決議事項は、生徒会本部役員、代議員によって学級や執行委員会、各部に伝達され、実行に移さなければならない。

第6章 執行委員会

第26条 各執行委員会は、それぞれが分担する専門的な事項および、代議員会で議決された関係事項を執行する機関である。

第27条 執行委員会は次の7つとする。

1. 生活委員会
2. 美化委員会
3. 図書委員会
4. 学習委員会
5. 保体委員会
6. 厚生委員会
7. 広報委員会

第28条 各執行委員会は、執行委員長と各学級より選出され、執行委員長に任命された2名の委員をもって構成する。

第29条 各執行委員会の委員長は、委員会活動の中心となり、1学期間に1回（必要ある時は臨時に）委員会を召集し、代議員会に提出する議案、その他を協議する。また代議員会に出席し、委員会の活動状況の報告、提出した議案についての説明などを行う。

第30条 執行委員会は活動状況を反省し、新しい実践目標や活動計画をたてる。

第31条 執行委員会はその専門的分野で互に津どうするとともに、議決を必要とする事項については議案を代議員会に提出する。

第32条 執行委員会の副委員長（1名）ならびに書記（1名）は委員の中から互選する。

第33条 執行委員長は委員長をたすけ、委員長不在の時はその代理をつとめる。

第34条 各執行委員会の書記は委員長の指示をうけ、委員会の記録の事務をする。

第35条 委員の任期は1学期間とし、再選を妨げない。

第36条 委員は専任とする。

第37条 委員会の活動分野は別に定める。

第7章 本部役員

第38条 本部役員会は原則として生徒会本部役員をもってこれにあて、総会や代議員会、執行委員会に提出する議案をまとめる。

第39条 本部役員会は月1回開くことを原則とする。

第8章 学級生徒会

第40条 学級生徒会には次の委員をおく。

正副委員長，生活委員，美化委員，学習委員，図書委員，保体委員，厚生委員，広報委員・・・いずれも2名

第41条 代議員会には正副委員長が出席する。

第9章 選挙管理委員会

第42条 選挙管理委員会は各学年から男女各1名を選出して構成する。

第43条 選挙管理委員会の任期は別に定める選挙規定にしたがう。

第10章 会計

第44条 生徒会に費用は会費その他の収入をもってこれに当てる。会費の金額は別に定める。

第45条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第11章 会則の改正

第46条 会則の改正は代議員会の3分の2以上の賛成を得て、職員会に伝達し、学校長に提案し承認を得てから総会の承認をうけて成立する。

附 則

この会則は昭和59年2月1日より実施する。

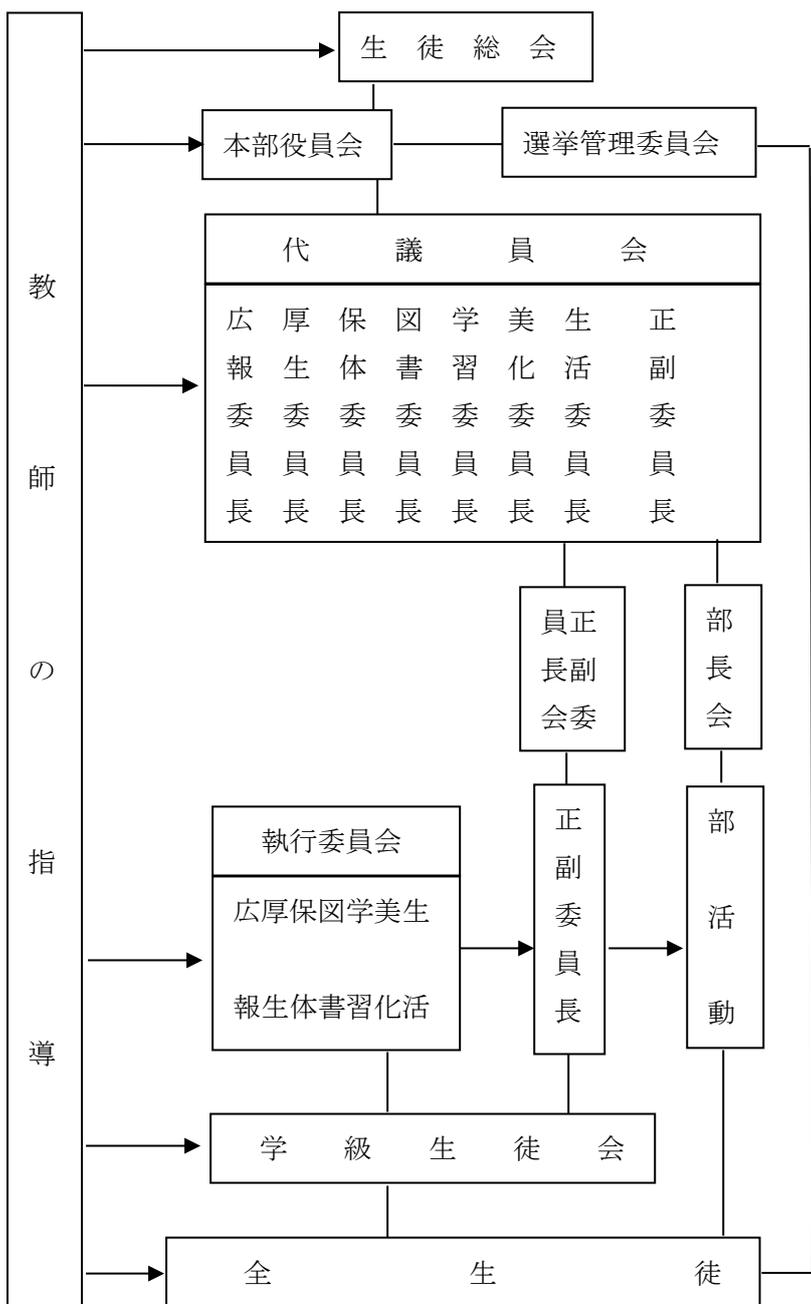
平成元年6月20日改正

平成9年6月7日改正

平成22年4月30日改正

令和3年9月1日改正

生徒会組織図



生徒会役員選挙規定

1 総則

1. この規定は生徒会会則第2章第6条に基づき生徒会役員の選挙について適用する。
2. この選挙の運営については、選挙管理委員会がこれにあたる。
3. 会員はすべて選挙権を有する。ただし1・3年生は被選挙権をもたない。

2 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は、各学年から選出された選挙管理委員によって構成する。
2. 選挙管理委員会は委員の互選により正副委員長各1名を選出する。

3. 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票用紙の作成
- (3) ポスター用紙などの準備
- (4) ポスター掲示場所の指定
- (5) 選挙人名簿の作成
- (6) 立候補者の受付と発表
- (7) 立会（放送）演説会の開催
- (8) 投票開票の管理
- (9) その他、選挙に関する一切の業務

4. 選挙管理委員会は生徒会会長の決定した時点で解散とする。

3 立候補

1. 立候補者は、学級の推薦をうけ、責任者を明記の上投票日の6日前までに選挙管理委員会へ立候補届を提出しなければならない。
2. 責任者は立候補者と運動員の行為、その他についてすべての責任をもたなければならない。

4 選挙運動

1. 選挙運動期間は投票日前の3日間とする。
2. 選挙運動の区域は校内に限る。
3. 選挙運動時間は朝の予冷前、昼の休憩時間、放課後の下校予冷までおよび学校が定めた時間とする。
4. ポスターは選挙管理委員会で準備した用意を用い、美観をそこなう場所、教育活動に支障ある場所に掲示してはいけない。
5. 選挙管理委員は選挙活動をしてはならない。
6. 投票の強要をしてはならない。

5 選挙

1. 選挙は公示の日より2週間以内に行う。
2. 選挙は投票により単記無記名とする。
3. 開票は、生徒会顧問と責任者の立ち合いのもとに選挙管理委員が行う。
4. 選挙において有効投票最高得点者を会長とする。同点得票数の場合は抽選を行う。
5. 選挙管理委員長は選挙の結果を学校長に報告し、承認を得て発表する。任命は学校長が行う。

6 補足

1. 投票立会人は選挙管理委員及び生徒会担当の教師があたり、開票立会人も同じとする。
2. 立候補者は選挙管理委員会の主催する立会演説会で意見をのべ応援者1名は応援演説をすることができる。ただし応援者は推薦母体から選ぶことを原則とする。
3. 以上の規定を破り、中学生として品位を汚すような不正行為があった場合は、選挙管理委員会はそれに関係ある候補者の立候補または当選をとり消すことができる。
4. 選挙において有効投票最高得点者を会長とし、副会長、書記長、書記次長は会長が任命する。同得票数の場合は抽選を行う。
5. 1年生より、副会長と書記次長を1名ずつ、学年の推薦委嘱によってきめ、会長が任命する。
6. 執行委員の委員長は、生徒会長の推薦委嘱によってきめ、学校長が任命し、任期は1年間とする。

係の任務・活動内容

1. 執行委員会の活動分野

生徒会会則第37条にもとづく執行委員会の活動及び、正副委員長会、会計委員の活動を次のように定めます。

<生活委員会>

定められた服装や心得を守り、規律ある学校生活が営まれるように努め、生徒の交通安全についての意識を高めるように努めます。

- ・定期的に服装・持ち物等の調査を行い、その結果を発表して注意を促します。
- ・言葉づかい・礼儀・態度などについて注意し、必要な時は反省を促します。
- ・登下校時の交通安全についての注意を促します。
- ・その他、生活委員会として、必要な活動をします。

<美化委員会>

- ・環境の美化のためのいろいろな計画を立て、校舎内外がより美しく保たれるように努めます。
- ・校舎内外を巡回して、清掃の状況を調べ定期的に発表し、その改善に努めます。
- ・清掃用具の配当及び管理をし、必要に応じてその修理にあたります。
- ・その他、美化委員会として必要な活動をします。

<図書委員会>

学校図書館の運営にあたり、読書への関心を高めるためのいろいろな計画を立て、生徒の読書力向上に努めます。

- ・図書の貸し出し・返却・整理などの図書館事務を行います。
- ・新刊書の紹介等、読書への関心を高めるための活動を行います。
- ・図書購入希望調査・読書調査等の調査を行います。
- ・学級文庫の管理と朝読の運営にあたります。
- ・その他、図書委員会として必要な活動をします。

<学習委員会>

学習にふさわしい環境づくりに努めると共に、学習上のいろいろな世話や仕事をします。

- ・学級内の各教科委員と力を合せ、学習の準備や課題の確認・点検等をします。
- ・掲示板の有効利用に努めます。
- ・その他、学習委員会として必要な活動をします。

<保体委員会>

生徒の生活を、健全・安心にするように努め、保健体育に関する行事の運営に協力します。

- ・傷害の防止、健康的な生活習慣の形成、季節に応じて発生する疾病の予防について考え、その具体的な方策を実践します。
- ・朝の健康観察を行い、定期的な健康診断にも協力します。
- ・保健に関する調査をし、必要に応じてその結果を発表し、反省を促します。
- ・昼休みにボールを貸し出します。
- ・全校または、学年の体育に関する行事では、その円滑化を図るために活動します。
- ・その他、保体委員会として必要な活動をします。

<厚生委員会>

学校生活における生徒の福利増進を図るために努めます。

- ・バルマークやペットボトルキャップを集める運動や、各種の募金活動を行います。

- ・その他，厚生委員会として必要な活動を行います。

<広報委員会>

学校内での放送業務をきちんと管理し放送設備の正しい使用に努めます。

- ・学校生活において必要な放送活動を行います。
- ・校内のいろいろな機関と連携し，的確に情報を発信します。
- ・校内や教室に掲示物を掲示するなど生徒会活動の情報を発信する。
 - ・その他，広報委員会として必要な活動を行います。

<正副委員長会>

学級の代表として，学級相互の連絡をとり，学年・学級生活をより良くするために努めます。

- ・委員長は，学級会を代表し，その運営にあたります。
- ・委員長は，各委員の活動を助けます。
- ・委員長は，学級の事について先生と生徒の間の連絡を十分に図るよう努めます。
- ・副委員長は，委員長を助け，委員長が不在の時はその代理を務めます。
- ・副委員長は，出・欠席生徒の報告，学級活動の記録等に当たります。
- ・全校または，学年の集会活動が円滑に行われるように努めます。

学校生活のきまり

【校 則】

校訓「自主創造・友愛正義・感恩奉仕」の精神をモットーに，よりよい氷丘中学校を目指し，生徒全員が学校生活を有意義に送るために，学校が定めるきまりです。

- ① 決められた時間（表1）を守り，それができないときは必ず先生に申し出ること。
- ② 制服を着用すること。
- ③ 通学方法は，徒歩とする。ただし2. 2Km以上の生徒は自転車通学を申請できる。
- ④ 指定された持ち物（規定リュック・体操服・ウインドブレーカー・体育館シューズ・上靴）を正しく使用すること。

【表1】

《下校時刻》

	4～9月	18時
10月	1日～10日	17時45分
10月	11日～20日	17時30分
10月	21日～31日	17時15分
	11月～12月	17時
	1月	17時15分
	2月	17時30分
	3月	17時45分

【心得】

氷丘中学校生徒である自覚と誇りをもって、ひおか運動の実践を通し、より良き人格の向上を、めざそう。

ひ ろげよう いつも笑顔で 明るいあいさつ

お のれには 厳しく 強い意志をもて

か くじつに 見きわめよう 善と悪

I. 校内生活

① 時間を大切にし、有効に活用しよう。

- ・業間の10分間は、次の授業の準備したり、教室を移動したりする時間に当て学習開始のチャイムを席で聞こう。
- ・昼の休みは、グラウンドでの運動や、図書室を利用する時間に充てよう。
- ・放課後は、進んで部活動に参加するなど有意義に時間を過ごそう。

② 校内を美しくしよう。

- ・みんなで協力し合って、校内美化に努めよう・
- ・清掃用具を大切にし、必ず用具箱に整理しよう。

③ 礼儀作法を身に付けよう。

- ・正しい言葉を使い、お互いに、人格を尊重するように心掛けよう。
(あいさつ・会釈の習慣等)
- ・校舎内でのマナーに気を付けよう。
(廊下・階段・入室時等)

④ 健康安全に留意しよう。

- ・進んで体力づくりに努めよう・
- ・手洗い、うがいを励行しよう。
- ・教室の換気に気を付けよう。

⑤ 頭髪、服装面について

・頭髪

髪の色は目にかからないようし、剃刀を使つての頭髪や、ラインをいれることのないようにしよう。

また、脱色・染色・パーマなどは、やめよう。

さらに、ムースなどの整髪料をつかうことはやめよう。(寝ぐせ直しは可)

髪が目にかかった人はピンでとめ、学習の妨げにならないようにしよう。

前から見て頭の上で髪をくくったり、束ねたりはやめよう。

・ゴム・ピンの色

黒・紺・茶・青系等

・制服の下

ポロシャツを着用。

セーター類を着るときは白・黒・紺系の派手でないものにしよう。

・ネックウォーマー可。スヌード・マフラーは禁止。

・手袋は登下校の着用は可(校舎内では外す)。

・靴下

長さは自由。色は白・黒・紺・青系でブランドロゴ・ラインは可。

黒タイツは可(靴下は黒色も可)とする(レギンス・トレンカも肌が見えなければ可)。

・靴

靴の色は自由。運動靴であれば、紐靴でなくてもよい。

・学校指定のリュックに防犯ブザーは可、キーホルダーは1個なら可とする。

⑥ その他

- ・忘れ物をしないようにしよう。
- ・不必要な金銭や品物を持ってこないようにしよう。
- ・登校後は下校時まで校外に出ないようにしよう。
- ・生徒証明書を携行しよう。

II. 校外生活

- ① 外出時は、目的・先行・帰宅時刻等を家族に告げておこう。
- ② 地域での生活は、他に迷惑が及ばないように、健全に過ごそう。
- ③ 少年団活動・奉仕作業等に積極的に参加し、地域の人に協力しよう。

III. 登下校

- ① 学校で決められた通学路を通ろう。
- ② 交通ルールを守り、安全に通学しよう。
- ③ 始業に間に合うように、余裕をもって登校しよう。

諸 届

1. 届

次の場合、必ず担任に届け出よう。

- (1) 欠席・遅刻または、早退のとき。
- (2) 風疹・流感など、医師から出席停止となる診断を受けたとき。
- (3) 家族の死亡や、家の火災・本人や家族の一身上で変わった事があったとき。
- (4) 登下校中または、授業・部活動でけがをしたとき。

2. 証明書の交付

在学証明書や、学生割引書等の証明書が必要な場合には、担任に申し出よう。

3. 公共物の取り扱い

学校の施設・設備・備品等を使用する時は、担当の先生に許可を得ると共に、使用後は元の場所に正しく整理・整頓をし、先生に返却したことを報告しよう。

すべての設備や備品は大切に取り扱い、万一破損・紛失した場合は、ただちに担任又は、担当の先生に届け出よう。

氷丘中学校図書館利用規定

1. 利用資格者

本図書館を利用することのできる者は次の通りである。

- ・本校生徒・本校職員・本校PTA会員
- ・その他、本校が適当と認めた者

2. 開館及び休館

- (1) 本図書館の開館は次の通りとする。
 - ・昼の休憩時間（ただし、時間帯については別に掲示する。）
 - ・上記以外についても、必要と認めれば開館する。

- (2) 本図書館の休館日は次の通りとする。
- ・学校休業日（ただし、夏季休業日については別にそのつど定める。）
 - ・館内整理日（そのつど定める。）
 - ・定期考査期間中
 - ・学校全体の行事のある日（例、体育大会等）

3. 館内閲覧

- (1) 閲覧室に配列された図書は、自由に閲覧することができる。
- (2) 図書の閲覧は、必ず閲覧室で行う。
- （ただし、学習上、特に必要と認められる場合には、この限りではない。）

4. 館外帯出

- (1) 図書カウンターにて、係を経て、図書の借用をする。
- (2) 同時に同一人に貸し出しする図書は1冊である。
- (3) 同一図書の貸し出し期限は、1週間以内とする。
- また、返却予定日が休館日に当る時は、その翌日とする。
- (4) 次の図書（「禁帯出」のラベルのある本）は、貸し出すことができない。
- ・各種年鑑・事典・辞書類。
 - ・その他特に指定したもの。

5. 雑 則

- (1) 本図書館の規定に違反したり、係の指示に従わなかった時は利用を禁止する。
- (2) 重大な過失により、借覧中の図書を紛失または破損した時は、同一図書を弁償させるかまたは、本図書館が指定する金額を納めさせる。
- (3) 本図書館は図書の寄贈を受けることができる。

非常時（暴風，暴風雪，大雨，大雪，洪水警報発令の場合）の対応

午前7時の時点で、「兵庫県全域」「兵庫県南部」または「加古川市」に警報発令の場合、

- (1) 生徒は自宅待機とします
- (2) 午前10時までに警報が解除された場合
- 原則として登校とします
- ※昼食をすませ、安全に気をつけ、12時20分から45分までに4，5，6校時の授業の用意をして登校してください
- (3) 午前10時までに警報が解除されない場合
- 臨時休業とします
- (竜巻注意報発令の場合)

午前7時時点で、「兵庫県」に注意報発令の場合、生徒は自宅待機とし、解除されてから登校します。